

令和4年4月1日14時00分
近畿地方整備局
福井河川国道事務所
敦賀市

国道8号^{ふくい つるが あげほのちよう しろがねちよう}福井県敦賀市曙町～白銀町の区間における
歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)の指定について
～近畿地方整備局管内の直轄国道で初めてほこみちの指定をしました～

賑わいのある道路空間創出のため、近畿地方整備局管内の直轄国道で初めて国道8号福井県敦賀市曙町～白銀町の区間(L=845m)において、歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)を指定しました。今後も地域の活性化に向けた取組をすすめてまいります。

○国土交通省では、道路法の一部を改正する法律(令和2年5月27日公布、11月25日施行)により、賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)制度を創設しました。

○今般、国道8号敦賀空間再整備事業により整備された歩行空間を中心とする区間において、歩行者利便増進道路の指定を行いました。ほこみちに指定された道路では、賑わい創出、地域活性化に資する、道路の魅力的な活用を実施していきます。

<ほこみち指定箇所>

路線名

国道8号

場所

福井県敦賀市曙町～白銀町



<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
福井県政記者クラブ、敦賀市記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所
道路管理課長 神谷 毅(かみたに たけし)(内線431)
TEL:0776-35-2661(代表)
敦賀市 都市整備部 政策幹(都市政策課長)
有乗 正志(ありのり まさし)
TEL:0770-22-8137(直通)

歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

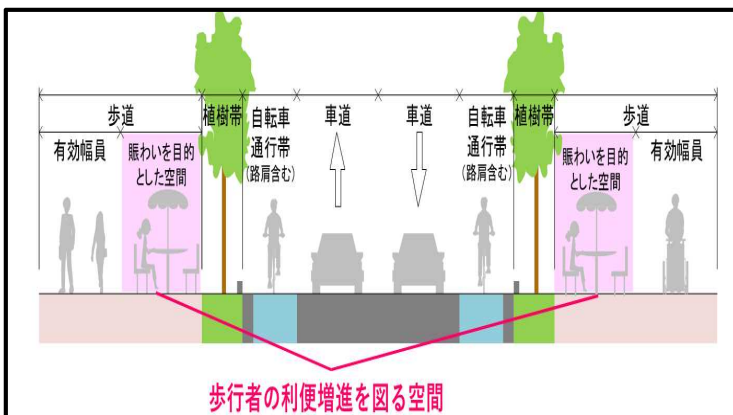
歩行者利便増進道路(ほこみち)制度について

概要

○地域を豊かにする歩行者中心の道路の構築のため、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を道路管理者が指定する制度

ほこみち制度の特徴

- ・道路管理者が指定した場合、歩行者の利便増進を目的として、歩道等の通行区間とは別に、**歩行者の滞留・賑わいを創出するための空間を定めることができる。**
- ・ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、**占用がより柔軟に認められる。**



歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

ほこみち道路指定区間 国道8号 福井県敦賀市曙町～白銀町



令和3年度実証実験
ケータリングカー等の出店状況

活用イメージ

- ・道路管理者: 近畿地方整備局
- ・路線名: 一般国道8号
- ・場所: 福井県敦賀市曙町8番5から
同市白銀町11番23まで
- ・指定日: 令和4年4月1日

【参考】国道8号 敦賀空間再整備事業の概要

- ・ 敦賀バイパスの開通に伴う自動車交通の転換を受け、国道8号福井県敦賀市元町交差点～白銀交差点区間では4車線から2車線へ変更するとともに、歩行者等の安全性を高めるため各交差点のコンパクト化を行いました。
- ・ これにより、敦賀駅から氣比神宮、敦賀港周辺エリアへ向かう主動線で賑わいを楽しみながら回遊できる歩行空間を創出していきます。

事業の経緯 平成31年度 事業化
 令和元年 9月 工事着手
 令和 2年10月 工事完成

【拡大図】



【位置図】

